



乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD 「赤ちゃんが泣きやまない」 ～泣きへの対処と理解のために～ について

(1) DVDについて

児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome 以下「SBS」)を予防するため、赤ちゃんの泣きへの対処の仕方、SBSの発生メカニズムやその影響などを11分間で解説したものであり、以下の三部で構成されている。平成25年3月に完成。

- ①「赤ちゃんは泣くのが仕事」
- ②無理に泣きやませようと、激しく前後に揺さぶった場合の影響
- ③赤ちゃんの泣きへの対処法



(2) DVDの配布先

全国の都道府県、市町村、児童相談所、保健所

(3) 各自治体におけるDVDの活用の場合

- ・出産前の両親学級・母親教室等
- ・産後の育児教室等
- ・乳児家庭全戸訪問事業 など
- ・新生児訪問事業

(4) DVDを活用した評価事業の実施

全国117の市区町村(任意の協力)において、DVDを活用した啓発活動を行い、DVDを視聴した者(例:妊婦など)にアンケート調査を実施し、効果等を分析。

(5) DVDの一般公開

平成25年11月18日から厚生労働省ホームページ 動画チャンネル(youtube)で公開中。

当初予算案 8.5億円
補正予算案 (所要額) 132億円

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

少子化対策として、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。

※「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「少子化危機突破のための緊急対策」、「社会保障制度改革国民会議報告書」に位置付け

妊娠・出産に関する主な課題

- ① 様々な機関からのサービスが用意されているが、個人々の状況に即したサービスにスムーズにつながらない
- ② 妊娠・出産に関する悩み等について相談先がわかりにくい、相談しづらい体制がない
- ③ 不妊に関する専門的な相談について相談先がわかりにくい、不妊治療に係る精神的ストレス等の心の問題について十分に対応できていない
- ④ 晩婚化、不妊に関する知識不足、治療開始の遅れなどにより、必ずしも安心・安全な出産につながっていない
- ⑤ 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等による支援等を受けられず、相談相手もいないため妊産婦が家庭や地域で孤立している
- ⑥ 産院を退院した直後において、健康面の悩みや育児への不安などに対する支援が不足している

対応

- ① 個人々の状況に応じて、地域の各種サービス等を組み合わせ、必要な支援につなげる仕組みを構築する
- ② 女性健康支援センターの周知や、対応力の向上を図り、地域における相談・支援拠点の体制を充実する
- ③ 不妊専門相談センターの周知や、使いやすさの向上、専門的な相談への対応力の向上を図る
- ④ より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、医学的な情報の提供のあり方や不妊治療の助成範囲を見直す
- ⑤ 助産師等による相談支援や、シニア世代が話し相手となる等の支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る
- ⑥ 産後に宿泊・日帰り等による乳房ケア・心身のケアや休養等の支援を行う

妊娠・出産包括支援モデル事業【新規】

母子保健
コーディネーター
【新規】1.0億円

女性健康支援
センター事業
【拡充】0.3億円

不妊専門相談
センター事業
【拡充】0.1億円

不妊に悩む方への
特定治療支援
事業
【補正予算案に計上】
132億円

〈妊娠・出産に係る相談・支援の強化〉

産前・産後
サポート事業
【新規】2.2億円

産後ケア事業
【新規】4.9億円

〈不妊に悩む方への支援の強化〉

結婚前

結婚

妊娠

出産

産後

妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化(モデル事業のイメージ)



女性健康支援センター

- 身近では相談しづらい人工妊娠中絶、心の問題、婦人科疾患、更年期障害、不妊等の相談
- その他、医療機関への紹介など、幅広い相談への対応

- 〈利便性の強化〉
- ・全国統一番号の新設【新規】
 - ・学習会の開催【新規】

- 〈対応力の強化〉
- ・相談員の研修会【新規】

不妊専門相談センター

- 不妊症・不育症問題を抱える夫婦に対する専門的相談
- 不妊治療を受けている方への心のケアの相談

- 〈利便性の強化〉
- ・土日等の講習会等の実施【新規】

- 〈対応力の強化〉
- ・相談員の研修会【新規】
 - ・関係機関との連絡会議【新規】

母子健康手帳配布・乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健サービス

サービスの調整

母子保健コーディネーター【新規】

地域の実情に応じて、市町村保健センターやNPO法人に保健師・助産師等を配置



- ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
- ②複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ
- ③必要に応じて、定期的なフォロー

十 個人々に即した支援をパッケージとして関係機関につなぐ!

妊娠に関する普及啓発

妊婦健診

両親学級等

産後ケア事業【新規】
心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う

乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児健診

産前・産後サポート事業【新規】
助産師等による相談支援や、シニア世代が話し相手となる等の支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る

子育て支援策

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

地域におけるモデル事業の展開

- 地域特性やサービス資源に応じた、よりよい組み合わせなどをモデル事業により検証し、全国展開を目指す。
 - ・地域ごとに、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期までの総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、母子保健コーディネーターを配置
 - ・既存の支援に欠けている産後ケア事業と産前・産後サポート事業を組み入れ

不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

所要額 132億円
補正予算案により安心こども基金で実施

《基本的考え方》

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢
- 特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢 } 必要な治療を受けられるようにする
- 長期間にわたる治療による身体面・精神面への負担にも配慮

《助成対象範囲の見直し》

	現行	見直し後
年齢制限	年齢制限なし	43歳未満
年間助成回数	年間2回 (初年度3回)	制限なし
通算助成回数	通算10回	40歳未満通算6回 43歳未満通算3回
通算助成期間	通算5年	制限なし

平成25年度補正予算(案)の概要

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、平成26年度から新規に助成を受けられる方うち、40歳未満の方については、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度から6回まで助成できるよう、見直し
- 左記助成対象範囲の見直し内容等を含めた制度見直しについて、円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助
- ※ 助成対象範囲の見直しについては、対象者や医療機関等に無用な混乱を招かないよう、適切な移行措置を講ずることが必要であることや、現在、特定治療支援事業を利用している方への配慮も必要であることから、平成28年度から実施

* 助成対象範囲の見直しに関する詳細や広報等については、追ってお示いたします。

慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）【概要】

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（平成25年12月）

1 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築（医療費助成を義務的経費として位置付け）

① 医療費助成の対象

- 引き続き、疾患名と疾患の状態の程度の基準で選定
- 対象疾患は、公正・透明の観点から審議会で見直し

② 医療費助成の申請・認定等の在り方

- 「指定医」(関係学会の専門医資格取得者等)が、医療意見書(医療費助成認定の審査資料)を発行
- 審査体制の強化(必要な場合に認定審査会の意見聴取、認定審査会への専門医師の助言)

③ 給付水準の在り方（別紙）（※ 負担能力等に応じた適正な利用者負担、他の公費負担医療制度における給付水準との均衡）

2 研究の推進と医療の質の向上

① 指定医療機関

- 患児・家族の利便性と、医療の継続性の確保(現在医療の給付を行っている医療機関が引き続き指定されるよう、指定要件を設定)

② 医療連携

- 地域の連携・医療の質の向上（中核病院(小児科)等から地域の医療機関への情報発信等)
- 地域の関係機関の連携(保健所・福祉・教育機関等の連携 ⇒ 日常的な療養生活の充実)
- 難病・成人の医療機関との情報共有・連携

③ 研究の推進

- 登録データの精度向上(指定医による直接登録、経年的なデータ蓄積、難病患者データとの連携、治癒等により医療費助成を受けない者のデータも登録可能)
- 登録データの活用、研究成果の患児・国民への還元

3 慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、地域関係者が一体となった自立支援の充実

① 普及啓発の推進

- 幅広い関連情報の入口となるポータルサイトを構築

② 地域における総合的な支援の推進等

- 医療・保健・福祉・教育等の地域関係者からなる協議会で患児・家族のニーズに応じた支援(※)内容を検討し、地域資源(各種支援策、NPO等)を活用して支援を実施(※)支援：相談支援、ピアサポート、自立に向けた個別支援計画の作成支援、社会参加支援、自立支援、家族支援 等)
- 小児慢性特定疾患児手帳の充実、手帳制度の一層の普及
- 国の小慢対策への取り組み方針を策定・公表し、治療研究の推進、医療・福祉等関連施策との連携確保、関係者の理解促進等を図る

③ 成人移行に当たった支援

- 難病医療費助成(※)、自立支援医療等による支援につなげるほか、患児の自立促進を図るため、総合的な支援の強化(3の②参照)に取り組み、成人期に向けた切れ目ない支援を行う(※ 難病対象疾患の拡大により医療費助成が継続する者が増えることが見込まれる)

小児慢性特定疾患に係る新たな医療費助成の制度

(別紙)

【ポイント】

- 自己負担の割合：現行の3割（就学前児童は2割）⇒2割
 - 自己負担の限度額（月額）：
 - ・ 症状が変動し入院を繰り返す等の小児慢性特定疾患の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
 - ・ 受診した複数の医療機関等（※）の自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用。
- ※ 薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

- 入院時の標準的な食事療養に係る負担：1/2を自己負担、残りの1/2を公費負担
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。
- 既認定患者：経過措置（3年間）を設ける。

☆新たな医療費助成における自己負担限度額（月額）

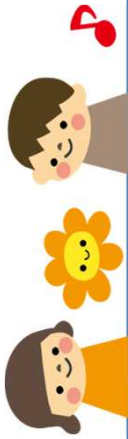
（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来＋入院）			
	原則	重症（※）	一般	既認定者【経過措置3年】	人工呼吸器等装着者	人工呼吸器等装着者
I	生活保護	0	0	0	0	0
II	市町村民税非課税（世帯）	低所得 I（～80万円）	1,250	1,250	1,250	500
		低所得 II（80万円超～）	2,500	2,500		
III			5,000	2,500		
IV	一般所得 I：市町村民税課税以上 約7.1万円未満 （約200万円～約430万円）			2,500		
V	一般所得 II：市町村民税約7.1万円以上 約25.1万円未満 （約430万円～約850万円）		10,000	5,000	2,500	500
			15,000	10,000		
VI	上位所得：市町村民税約25.1万円以上 （約850万円～）					
入院時の食費			1/2自己負担			自己負担なし

※重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、
②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

小児慢性特定疾病児童等の自立支援

療養生活相談 (必須自立支援事業)



・相談支援により患児の自立を促す

【患児に対する相談支援の目的】
 ・自分の病気の特性を理解させる。
 ・社会に出て自立するために必要な自信を形成し、心の安定を支えるための安心感と自己肯定感を与える。

【家族に対する相談支援の目的】
 ・子どもが病気になったことに伴う生活の変化に対する不安を取り除く。

自立に
前進

- 治療に耐えた事による「忍耐力」
- 長期入院を乗り越えた「精神力」
- 人の痛みがわかる「共感力」

地域支援



自立支援員の配置

地域ニーズに適合した自立支援事業の検討

【小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会(イメージ)】



- ①現在の支援策の連携確保
- ②地域に欠けている事業を検討

小児慢性特定疾病児童等
自立支援員

- ・自立に向けた個別支援計画の作成
- ・資格取得支援等

(任意自立支援事業)

社会参加支援



- ・ワークショップ
- ・学習支援等

自立支援



- ・職場体験
- ・就労相談会等

家族支援



- ・レスパイト等

社会への理解促進



地域・学校・企業等へ小児慢性特定疾病児童等に対する理解を促進する。

【地域・学校・企業等へ普及啓発】
 ・地域・学校・企業等に対し疾病特性や対応ノウハウを理解してもらい、社会全体で慢性疾病児童を支える。

自立に
前進

- 地域、学校、企業等に対し、慢性疾患児の特性を理解してもらい、自立しやすい社会形成を目指す

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金） 26年度予算(案)：40億円

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(※)での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【新規】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【新規】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続・拡充】 ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続・拡充】 ※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等での給食検査【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等の減免に対する支援【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	事業者	対象者
【新規】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等、特に負担が大きいと考えられる子育てで家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)
【新規】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災により被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士が一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができることを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)	仮設住宅設置県	仮設住宅に居住する被災児童等
【継続・拡充】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体を実施する被災した子どもにも対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、仙台市	被災県、仙台市、被災県内の市町村(仙台市を除く。)	被災児童及びその家族
【継続・拡充】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもたちの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式的大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 児童福祉施設等での給食検査	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査機器の整備(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 保育料等の減免に対する支援	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	都道府県又は市町村	被災者

※補助率はいずれの事業も定額
 ※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助
 ※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えをなす観点から、臨時的特例給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

(1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

(2) 実施主体

市町村（特別区を含む。）

※ 公務員を含む地域住民に対し、市町村が一元的に支給（児童手当は、公務員の所属行が支給）

(3) 支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

(4) 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれ、以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

(5) 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

(6) 給付額

対象児童一人につき1万円

(7) 費用

全額国库負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国库負担

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成25年12月5日閣議決定)

第2章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯臨時特例給付金（予算措置等）

経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 1,271億円
- ・ 事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。
 - * 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。

子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係（大まかなイメージ）

子育て世帯



○ 対象となる児童の扶養者が、平成26年度分の市町村民税（均等割）を課税されているかどうか



課税

いずれか一方の給付金のみ支給



非課税

中所得者

子育て世帯臨時特例給付金が支給

○ 平成26年1月1日における同月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの

※ただし、1月1日に生まれた児童は対象

○ 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童の数に応じて支給

※臨時福祉給付金の対象者は除外

<給付額>

対象児童一人につき1万円

低所得者

臨時福祉給付金が支給

○ 平成26年1月1日において市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除外）

○ 児童のみならず、これを扶養する者にも支給される

<給付額>

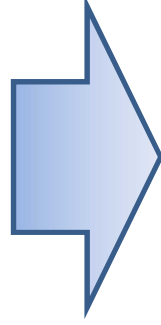
支給対象者一人につき1万円（加算措置の対象の場合、5千円を加算）

※ 生活保護の被保護者等についてはいずれも不支給

給付金の支給手続と公務員分の児童手当を支給する所属庁における事務

支給手続

- 公務員を含む支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給を行う。



- ・各市町村は、公務員の児童手当の受給状況を把握していない。
- ・各市町村では、公務員に申請勧奨する手段がない。

所属庁で実施していただきたい事務

- 市町村における円滑な事務実施のため、公務員分の児童手当を支給する所属庁におかれては、以下の対応をお願いします。
 - ・ 支給対象者を容易に判断できるように、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所属庁において発行していただきたい。
 - ・ 公務員への申請勧奨は、一義的に所属庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底していただきたい。

簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務実施本部

(平成25年10月1日設置・平成25年12月19日改組)

- 「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に関する検討を一体的に進めるため、「簡素な給付措置支給業務実施本部」を「簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務実施本部」へと改組（平成25年12月19日）。

本部長	厚生労働審議官
本部長代理	雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、政策統括官（社会保障担当）
副本部長	大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）
	大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
	大臣官房審議官（老健、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当） 年金管理審議官
構成員	健康局総務課長
	雇用均等・児童家庭局総務課長
	社会・援護局総務課長
	社会・援護局障害保健福祉部企画課長
	老健局総務課長 年金局総務課長 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
事務局	簡素な給付措置支給業務室（室長 社会・援護局総務課長） 子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室（室長 雇用均等・児童家庭局総務課長）